

下水道管きよ内空間利用の手引き

令和6年8月

横浜市下水道河川局

目次

第1章 総論

1.1	目的	1
1.2	適用範囲	2
1.3	用語の定義	4
1.4	手引き等の構成	5
1.5	検討委員会	9

第2章 手続きの流れ

2.1	業務の流れ	10
2.2	情報収集	11
2.3	事前協議	13
2.4	現地調査・事前審査	15
2.5	占用許可	18
2.6	工事施行	20
2.7	管理協定	22
2.8	占用料等	24
2.9	管理	26
2.10	占用の更新	28
2.11	占用許可の取消等	29
2.12	その他	31

第3章 下水道管きよを利用できる条件

3.1	占用許可の技術的基準	32
3.2	占用許可の法的要件	34
3.3	占用許可の期間等	35
3.4	事前協議が競合した場合の取扱い	36
3.5	チェックリスト	39

資料編その1（様式記載例）

資料編その2（申請書等添付函書記載例）

第1章 総論

第1章 総論

1.1 目的

本手引きは、電気通信事業者等に通信用光ファイバーケーブルの設置空間として下水道管きよ内空間の占有を認める場合に生じる手続きや許可基準等を定め、占有許可に係る業務を円滑に進めることを目的とする。

【解説】

高度情報通信社会の構築、種々の行政規制緩和を経て、下水道管きよ内空間を通信用光ケーブルの設置空間として積極的に活用しようということが、国家的施策として要請されてきている。

表1.1.1 光ケーブルをめぐる動き

法改正等の動き	内 容
H8.6 下水道法の改正 H8.11 道法施行令の改正	光ケーブル等の通信線を、第一種電気通信事業者等が下水道管きよ内に設置することが可能となった。
H8.3 電気通信事業法 関係審査基準の改正	通信に提供する通信設備は、第一種電気通信事業者のものでなくても良いと規制緩和され、下水道施設等の提供が可能となった。
H9.7 建設省が情報通信ネットワーク・ビジョンを発表	下水道管理用光ケーブル網を、全国で2010年までに約10万km、2001年までに約1万km整備する目標を設定した。
H13.1 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）施行	超高速インターネットの整備に必要な、光ファイバーケーブル網整備の推進のための、基本方針の策定を行う。
H13.3 下水道管きよの使用に関するガイドライン発表	IT基本法の方針を受け、第一種通信事業等による下水道管きよへ光ファイバーの設置を促進し、下水道管きよ空間の有効利用をはかる。

通信用光ケーブルを下水道管きよ内に設置することは、新たな道路掘削を伴う区間が短いことより周辺住民、電気通信事業者等にとって大きなメリットがあり、その要望は大きい。

また、下水道管理者にとっても、都市内の貴重なインフラである下水道管きよの有効利用により、①高度情報化社会構築への寄与、②地域経済の活性化、③新たな収入源の確保等大きなメリットがある。

しかしながら、下水道事業者と電気通信事業者等は、お互いに異なる事業を行っており、情報交換の機会も少ないことから、下水道管きよ内空間の利用に伴い必要とされる手続き、技術的問題の解決手順等を円滑に進める必要がある。

本手引きは、これらの占有許可に必要なとされる手続き、許可の基準、計画・設計から施行、維持管理に至る一連の手順・様式を整理し、下水道事業者と電気通信事業者等との事務的手続きを円滑に進めるための考え方を示すものである。

1. 2 適用範囲

本手引きの適用範囲は、次のとおりである。

- (1) 空間利用を対象とし、心線利用、容量利用は対象としない。
- (2) 下水道管きょ施設（管きょ、人孔等）に関する事項を対象とするが、下水道管理者以外への手続きは、本手引きの対象外である。
- (3) 光ケーブルの設置対象とする下水道管きょは、暗きょとする。

【解説】

(1)について

下水道施設の利用形態としては、次のような形態が考えられる。心線利用、容量利用については法律的な問題も残されており、電気通信事業者等からの要望も具体的でないことより、本手引きにおいては、空間利用を対象とする。

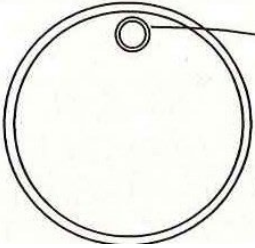
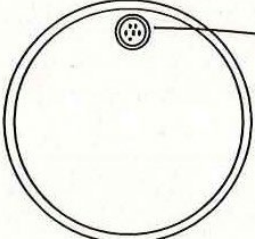
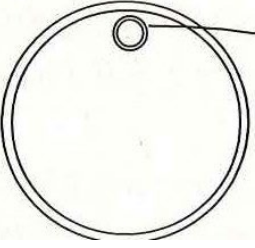
空間利用		利用者が光ファイバーケーブルを設置する。 (下水道管理者、道路管理者に占用許可を得る。)
心線利用		下水道管理者が光ファイバーケーブルを設置し、使用しない心線を利用者に提供する。
容量利用		下水道管理者が光ファイバーケーブルを設置し、提供できる容量を利用者に提供する。

図1.2.1 民間利用形態

(2)について

本市においては、下水道及び市道等の維持管理は各土木事務所にて行われていることより、市の管理道路への占用手続き業務は下水道と合わせて進めることができる。

また、下水道管きよ間を結ぶ連絡管については、下水道管理者へ移管するケースが考えられ、この場合下水道管理施設となる。

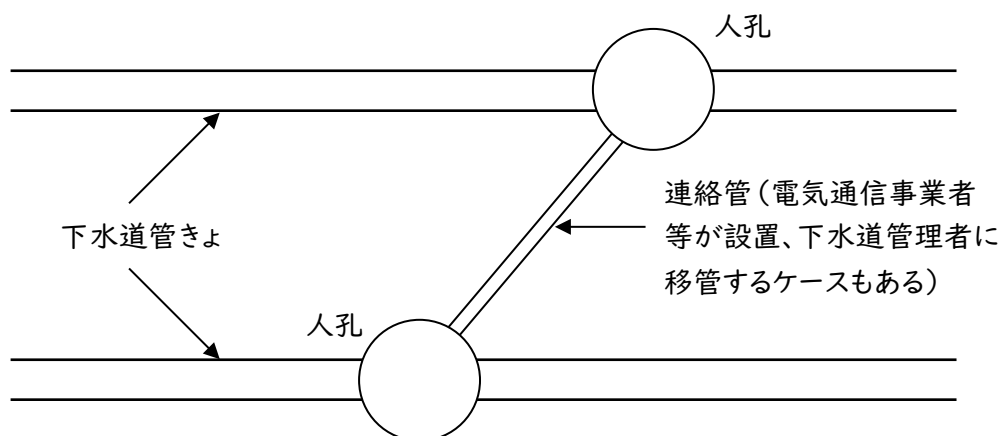


図 1.2.2 人孔と人孔を接続する連絡管

市管理以外の国道、河川、鉄道、民地等に係る土地占用手続きは、本手引きの対象外である。

(3)について

下水道法の改正により電線等の占用が新たに認められたのは暗きよである構造の部分である。開きよ部については、従来から占用が可能であることから、これまでの手続きで取り扱うこととする。

1. 3 用語の定義

本手引きにおける用語の定義は、次のとおりである。

(1) 電線等

横浜市下水道条例施行規則（昭和48年6月27日規則第103号。以下「施行規則」という。）別表（第36条第2項）の備考の3に規定しているものをいう。（要綱第2条）

(2) 下水道暗きょ等

公共下水道の暗きょ及び人孔をいう。（要綱第2条）

(3) 占用者

下水道暗きょ等に電線等を設置するため、条例第24条の規定により占用の許可を受けたものをいう。（要綱第2条）

(4) 電気通信事業者等

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者又は放送法（昭和25年法律第132号）第2条第26号に規定する放送事業者とする。（要綱第3条）

(5) その他

【解説】

(1) について

通信用光ケーブルは、有線電気通信（電磁気的方式により信号を行うことを含む）を行うために設置されるものであり、強電流電気の伝送を行うためのものではない。

よって、電線の定義としては、有線電気通信設備令による定義により、強電気導体電線を含まないものとなるが、電圧のかからないものとする。（要綱第9条）

(4) について

下水道暗きょ等の占用許可の対象は、電気通信事業者等の外に国、地方公共団体の自治体も含まれる。（要綱第3条）

(5)について

申請者と占用者：申請者とは、占用許可の対象者で、下水道暗きょ等の占用を予定している者をいう。占用許可の交付を受けるまでを申請者とし、交付を受けた後は占用者とする。

また、本手引きにおいては、誤解を生じない範囲において、適宜次の略語等を用いる。

「電線等」「光ファイバーケーブル」を「光ケーブル」

「下水道管きょ施設」「下水道暗きょ等」を「管きょ」

（下水道管きょ施設＝管きょ十人孔等）

「電気通信事業者等」を「通信事業者」

なお、要綱における市長という表現は本手引きでは、実際の事務手続きの相手である下水道管理者、関係土木事務所長、あるいは道路管理者という表現を使用する。

1. 4 手引き等の構成

下水道管きよ内の利用に関しては、次のような文書類があり、それぞれの役割は、次のとおりである。

- (1) 横浜市下水道条例（昭和48年6月5日条例第37号）下水道施設の占用に関する基本事項等を定めている。
- (2) 横浜市下水道条例施行規則（昭和42年6月27日規則103号）下水道施設の占用に関する基本的な手続き等を定めている。
- (3) 横浜市下水道暗きよ等の利用に関する要綱
（平成11年1月7日下企第127号、令和6年3月25日環創事マ第562号改正）
下水道管きよ内の利用に関する最低限の条件、手続き等を示す。
- (4) 横浜市下水道暗きよ内電線等検討委員会設置要領
要綱に規定されている業務を円滑に進めるために設置する検討委員会の設置要領。
- (5) 手引き
占用許可に係る事務手続き、許可の基準、計画・設計・施行、維持管理全般について、業務を円滑に進めるための方針、手順、様式等を整理したもの。
- (6) 占用許可の基準
要綱の第9条に示された下水道管きよ内の利用に関する占用許可の最低限の条件を示す。
- (7) 管理協定
下水道管理者と占有者間で結ぶ維持管理に係る協定。工事施行完了届の提出後、すみやかに管理協定を結ぶ必要がある。

【解説】

(1)、(2)について

下水道施設の占用に関する法律は、次のとおりである。公共下水道施設の占用許可に係る関係条文も合わせて示す。

- ・下水道法（昭和33年4月24日法律第34号）（以下「法」という）

関係条文：法第24条（行為の制限等）

- ・下水道法施行令（昭和34年4月22日政令第147号）（以下「法令」という）

関係条文：法令第17条（公共下水道に設ける施設または工作物その他の物件に関する技術上の基準）

法令第17条の2（公共下水道の暗渠に設けることができる物件）

法令第17条の3（公共下水道の暗渠に電線等を設けることができる者）

- ・横浜市下水道条例（昭和48年6月5日条例第37号）（以下「条例」という）

関係条文：条例第24条（占用の許可）

・横浜市下水道条例施行規則（昭和48年6月27日規則第103号）

関係条文：施行規則第35条（占用の許可）

施行規則第36条（占用料）

施行規則第37条（占用料の減免）

(3)について

横浜市下水道暗きよ等の利用に関する要綱（以下「要綱」という）の概要を
表1.4.1に示す。

表1.4.1 要綱の概要

第1章 (総則)	第1条 目的	下水道条例第24条第1項の規定に基づき占用許可等に関して必要な事項を定める。
	第2条 用語の定義	要綱で使用する用語を定義する。
第2章 (占用の許可)	第3条 占用許可の対象者	国、地方公共団体、電気通信事業者、放送事業者とする。
	第4条 事前協議	申請者は、占用の計画を事前協議する。市長は、必要な意見を付し、申請者に協議意見書を交付する。
	第5条 事前協議が競合した場合の取り扱い	事前協議の申請があった区間の情報公開から一週間以内に、同一区間に別の事前協議の申請があった場合を競合とみなす。 競合を解消するために以下に示す手続きを行う。 ①市長は協議意見書により複数設置の可否について、それぞれの申請者に回答する。 ②複数設置が認められない場合、市長は協議意見書により、一体的設置の可否について、それぞれの申請者に協議することを要請する。 ③申請者間協議を要請された申請者は、一体的設置の可否について協議を行い、要請を受けた日から1か月以内に、事業者間協議回答書を市長に提出する。 ④単独設置または複数一体的設置どちらかに定まったならば次の手続きに進む。 ⑤事業者間協議不調の事業者間協議回答書の提出を受けた市長は、1か月以内に、それぞれの申請者の立会いの下で抽選により申請者を選定する。
	第6条 現地調査	申請者は、事前協議の内容に基づき管きよの内部状況等の現地調査を実施し、市長に現地調査報告書を提出する。

	第7条 事前審査	申請者は、現地調査の結果に基づき、事前審査申請書を提出する。市長は、事前審査を行い事前審査回答書を交付する。
	第8条 占用の許可	申請者は、占用を受ける場合には、施行規則第35条の規定により占用許可申請を行う。
	第9条 下水道暗きよ等の占用許可の基準	①電線等の設置場所は、下水の排除、管理に支障とならない個所とする。 ②設置場所は原則管頂部。ただし、市長が認めたものは管底部引き流しができる。 ③電線等の断面積は管きよの断面積の百分の1の範囲内とする。 ④電線等は電圧のかからないものとする。 ⑤電線等は、構造が堅牢、表面が平滑、耐久性、耐蝕性、耐水性のものとする。 ⑥電線等の設置工事、維持管理の方法は、暗きよの構造、機能に影響を及ぼさないこと。
	第10条 占用許可の期間	5年以内とする。 (道路占用と同じとする。)
	第11条 占用期間内の管理及び申請手続き	占有者は、1年に1度以上電線等の点検を行い市長に電線等点検報告書を提出する。 占有者は、改善すべき事項はすみやかに改善し、市長に報告する。
	第12条 占用許可の取消し	市長は、公益上やむを得ず電線等の撤去が必要となった場合には、占有者に2年以上前に通知する。
	第13条 現状の回復	占有者は、占用期間満了または電線等を設置する目的を廃した場合にはすみやかに占有者の費用負担により現状に回復することを原則とする。
第3章 (工事施行関係)	第14条 着手届	占有者は、市長に工事着手届を提出する。
	第15条 施行立会い	市長は、占有者が工事を施行するときは必要に応じて立会いし、指示することができる。
	第16条 完了検査	占有者は、工事完了後完了届を提出し、市長の完了検査を受け、指摘を受けた場合にはすみやかに改善する。市長は、完了検査済証を交付する。また、市長、占有者間で管理協定を締結する。
第4章 (占用料)	第17条 占用料	市長は下水道条例施行規則第36条の規定により、占有者から占用料を徴収する。

第5章 (その他の費用)	第18条 その他の費用	占有者は、占有者が電線等の設置点検時に下水道暗きょ等を損傷させた場合の復旧費用、占有に伴う維持管理増加分の費用を負担する。
第6章 (雑則)	第19条 下水道暗きょ等占用台帳	市長は、下水道暗きょ等占用台帳に、占用許可及び占用の取消し等を記録する。
	第20条 情報提供	市長は、占用区間の下水道工事等において電線等への影響が想定される場合には、占有者に情報提供する。
	第21条 情報公開	市長は、以下の事項を本市のホームページに公表する。 ①「横浜市下水道暗きょ等の利用に関する要綱」の全文及び様式。 ②「下水道管きょ内空間利用の手引き」の全文。 ③下水道暗きょ等の占用を予定している者が申請を行うための窓口及び連絡先。 ④下水道暗きょ等のうち使用が困難な箇所。 ⑤事前協議の申請があった地区。 ⑥事前協議から占用の許可までの標準的な処理期間。

(5)について

本手引きの構成を、図1.4.1に示す。

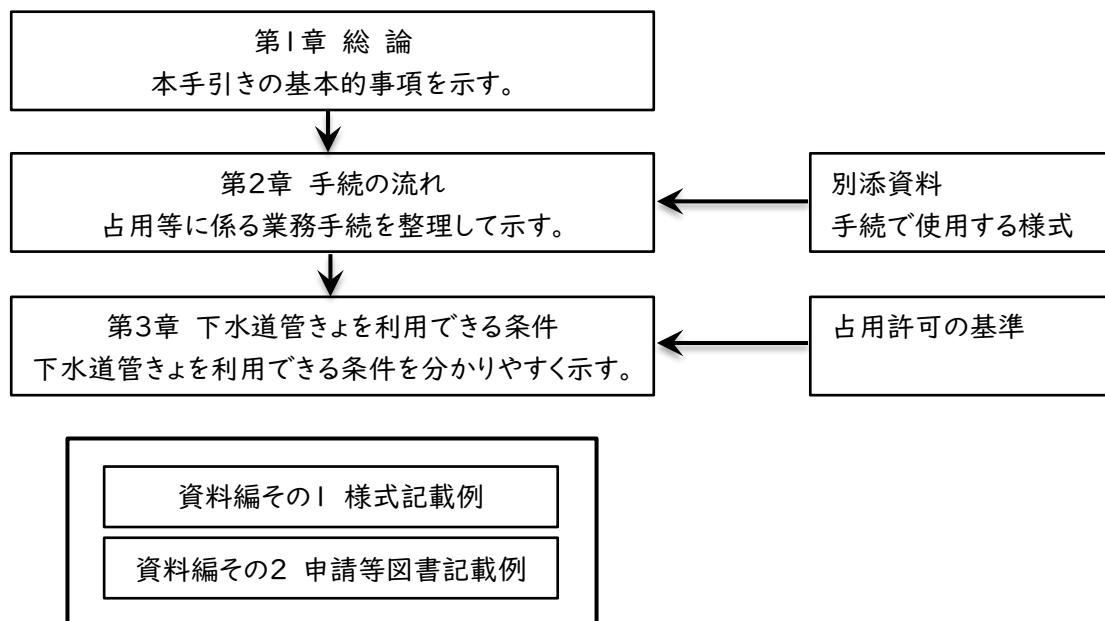


図1.4.1 手引きの構成

1.5 検討委員会

下水道管きよ内の占用許可に係る業務を円滑に進めるため、関係部所の参加のもと検討委員会を設置する。

【解説】

下水道管きよの占用許可に係る業務を円滑に進めるため、設置要領に基づき横浜市下水道管きよ内電線等検討委員会を設ける。検討委員会の構成は次のとおりである。（設置要領第3条）

委員長： 下水道河川局下水道管路部長

委員： 下水道河川局マネジメント推進課長

マネジメント推進課担当課長

技術監理課長

管路保全課長

管路整備課長

設備課長

各区関係土木事務所副所長

事務局： 下水道河川局管路保全課

検討委員会の審議事項は、次のとおりである。（設置要領第2条）

- ① 占用を希望する申請者から提出された現地調査報告書の確認及び占用予定物件についての事前審査。（要綱第7条）
- ② 占用者から提出された電線等点検報告書に基づく改善事項についての検討。（要綱第11条）
- ③ 占用許可を取り消す場合の時期について審査。（要綱第12条）
- ④ その他要綱に規定されている業務等で検討が必要となった事項。

第2章 手続きの流れ

2.1 業務の流れ

下水道管きよ内空間を電線等の設置空間として利用する場合の業務の流れを、
図2.1.1に示す。

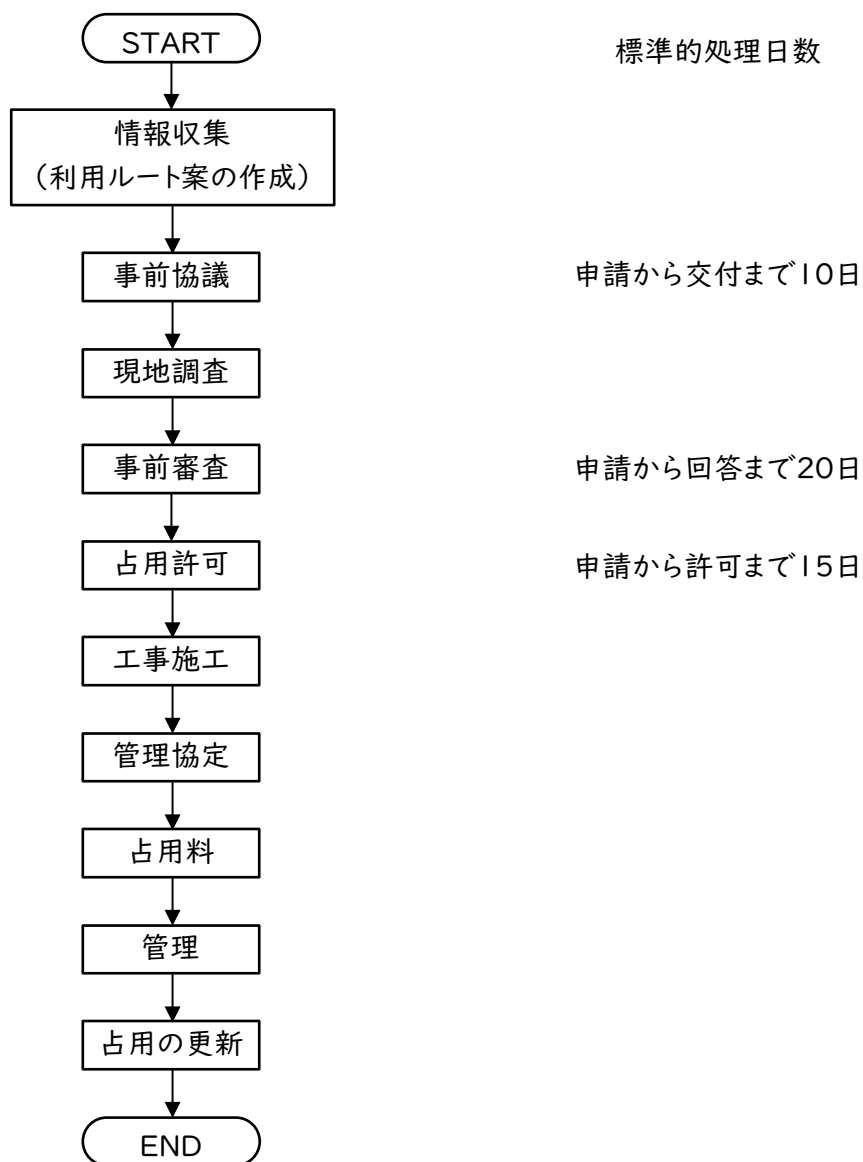


図2.1.1

【解説】

一連の具体的手続き、様式等については、2.2節以降に詳述されている。標準的処理日数を相当の長さに渡り越えることが考えられる場合には、下水道管理者、申請者（占有者）は、ともに、その理由を相手に任意の書式の書面を以て通知する。

2.2 情報収集（設置ルート案の作成）

情報収集（設置ルート案の作成）は、以下の各項により行う。

- (1) 情報収集
- (2) 設置ルート原案の検討
- (3) 設置ルート案

情報収集における業務の流れを、図2.2.1に示す。

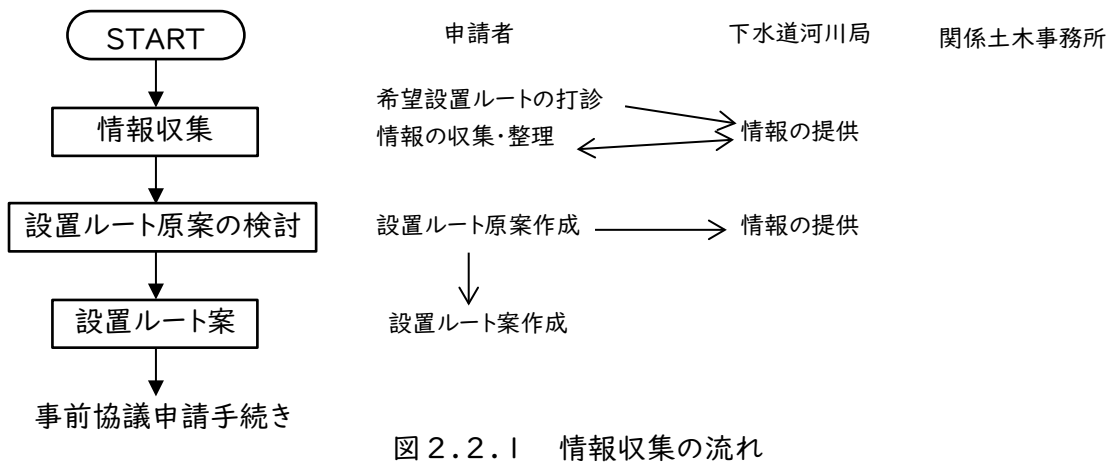


図2.2.1 情報収集の流れ

【解説】

申請者は、情報収集・整理によりルートの原案の検討を行い、現地調査を踏まえ設置ルート案を作成し、事前協議に必要なとされる添付図書の作成を行う。以上の検討のもと、事前協議書を作成し、事前協議手続きを行う。事前協議書の添付図書は電線等設置計画書とし、次の内容とする。（要綱第4条第2項）

- ① 付近の見取り図
- ② 平面図
- ③ 設置方法等

(1)について

光ファイバーを設置する位置は、次の2つに大別され、各々情報収集の内容が異なってくる。

- 1) 下水道管きょ内
- 2) 連絡管、アプローチ管

1) に設置するための情報

下水道河川局は情報収集の段階（窓口は保全課）において、次の資料の提供を行う。

- ① 下水道管きょの占用料・利用条件に関する情報
- ② 既設管きょの位置・管径・深さ、人孔の位置：（1/2500、1/500）、人孔の構造
- ③ 新設・更新計画中の管きょの位置・管径・深さ、人孔の位置
- ④ 管理用光ケーブルの現在位置及び設置計画
- ⑤ 通信事業者の光ケーブルの現在位置及び設置計画
- ⑥ 管きょの状態

2) の検討で必要となる情報

申請者は、連絡管、アプローチ管の検討を行う場合には、表2.2.1に示す情報収集を行う。

表 2.2.1 連絡管、アプローチ間の検討に必要な情報

資料の名称		資料入手先	備考
横浜市認定路線図		所轄土木事務所	
掘削規制図		所轄土木事務所	
道路舗装種別図		所轄土木事務所	
地下埋設物	水道	本管	水道局管路情報閲覧システムのWeb利用サービス https://www.city.yokohama.lg.jp/suido-egis/Login 竣工図等は所管する配水管理事務所
		宅内引込管	給水工事受付センター
	東京電力	所轄する営業所	
	NTT	NTT東日本 神奈川支店	立会受付Webシステム https://ap.infrastructure-mgmt.jp/
	東京ガス	神奈川導管ネットワークセンター	
	下水道	下水道河川局管路保全課	

【要綱関連】

- ・ 第2章 占用の許可
（事前協議）第4条第4項（下水道台帳等の情報の提供）
 - ・ 第6章 雑則
（情報公開）第21条第4項、第5項（下水道暗きょ等のうち使用が困難な箇所、事前協議の申請があった地区）
- (2) について
申請者は、収集した資料を整理し、設置ルート原案の検討を行う。
- (3) について
申請者は、設置ルート原案について現地調査を実施し、設置ルート案を作成する。

【注記】

- 1) 本市のホームページを利用すれば次の情報を得ることができる。
 - ・ 下水道管きょ等のうち使用が困難な個所。
 - ・ 第4条（事前協議）の規定により申請があった地区。
- 2) ここでいう現地調査は、2.4節で述べる現地調査ではなく、申請者が行う地上条件等の調査を意味する。
- 3) 申請者は、3.2節占用許可の法的要件を満たしていることを確認する。
また、下水道管理者は、申請者に対して過去において占用許可の取り消しを行っていないことを確認する。

2.3 事前協議

事前協議は、以下の各項により行う。

- (1) 「事前協議申請書」の提出
- (2) 「電線等設置計画書」の添付
- (3) 「協議意見書」の交付
- (4) 事前協議の取り下げ
- (5) 事前協議の競合

事前協議における業務の流れを、図2.3.1に示す。

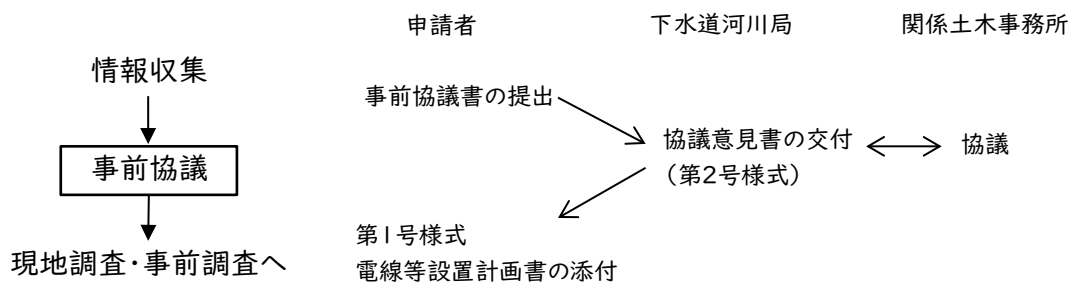


図2.3.1 事前協議の流れ

【解説】

(1)について

申請者は、下水道管理者に「事前協議書」（第1号様式）を2部提出する。
事前協議書には、占用を予定している「電線等設置計画書」を添付する。

(2)について

「電線等設置計画書」は以下により作成する。

1) 付近の見取り図（資料編その2 P1を参照）

接続を予定する施設の位置と設置ルート案のすべてが一望できるものであり、主要な都市施設の位置、方位が明確に記入されていれば、書式、ベースとなる地図の種類は問わない。

2) 平面図（資料編その2 P2を参照）

下水道台帳の写しに以下に示す検討内容を標準的項目として記載する。

- ① 路線番号（基本計画管番号、または、それから派生させた任意の番号）
- ② 設置方法（管きよ内設置、連絡管設置、アプローチ管設置等の区分）
- ③ 引き流し工法を希望する区間
- ④ 接続箱の設置箇所
- ⑤ 管径（mm）
- ⑥ 延長（m）（下水道台帳に記載されている人孔間距離であり、電線等の設置延長ではない。）
- ⑦ ケーブルの種類、ケーブル径及び心数
- ⑧ 市管理以外の道路管理者名
- ⑨ 掘削規制箇所、掘削規制が継続する年月日
- ⑩ 横断検討箇所の位置
- ⑪ その他の検討を行った箇所の位置

3) 設置方法等を示す図面（資料編その2 P6を参照）

設置方法毎の設置標準図

- 4) 光ファイバーケーブル設置模式図及び設置方法別一覧表
(資料編その2 P3を参照)
- 5) その他下水道管理者が必要と認めたもの

【要綱関連】

- ・ 第2章 占用の許可
(事前協議) 第4条第1項 (事前協議書 (第1号様式))
(資料編その1 P1を参照)
第4条第2項 (電線等設置計画書)
(資料編その2 P1~3、6を参照)
- ・ 第6章 雑則
(情報公開) 第21条第1項

(3)について

下水道管理者は、申請者に、必要な意見を付して「協議意見書」(第2号様式)を交付する。

なお、現地調査の方法についても付することとする。

【要綱関連】

- ・ 第2章 占用の許可
(事前協議) 第4条第3項 (協議意見書 (第2号様式))
(資料編その1 P2を参照)

(4)について

申請者が「協議意見書」を受け取った後に、その内容または、申請者の都合により「事前協議書」を取り下げる場合には、申請者は第4条第5項に基づき、その旨を任意の書式の書面をもって、すみやかに下水道管理者に提出する。

取り下げの書面を受けた下水道管理者はその写しを、すみやかに関係土木事務所に送付する。

【要綱関連】

- ・ 第2章 占用の許可
(事前協議) 第4条第5項 (事前協議の取り下げ)
※下水道管理者は、事前協議書の提出を受けた後すみやかに、申請者とともに関係土木事務所と技術的な協議を行う。

(5)について

3章3節を参照

【要綱関連】

- ・ 第5条第1項~第5項

【注記】

- 1) 事前協議書の提出後、直ちに事前協議の申請のあった地区として本市のホームページ上に情報公開される。

2.4 現地調査・事前審査

現地調査・事前審査の手続きは、以下の項目により行う。

- (1) 「現地調査届出書」の提出
- (2) 「現地調査報告書」の添付
- (3) 「事前審査申請書」の交付
- (4) 「事前審査回答書」の交付

現地調査・事前審査の流れを、図2.4.1に示す。

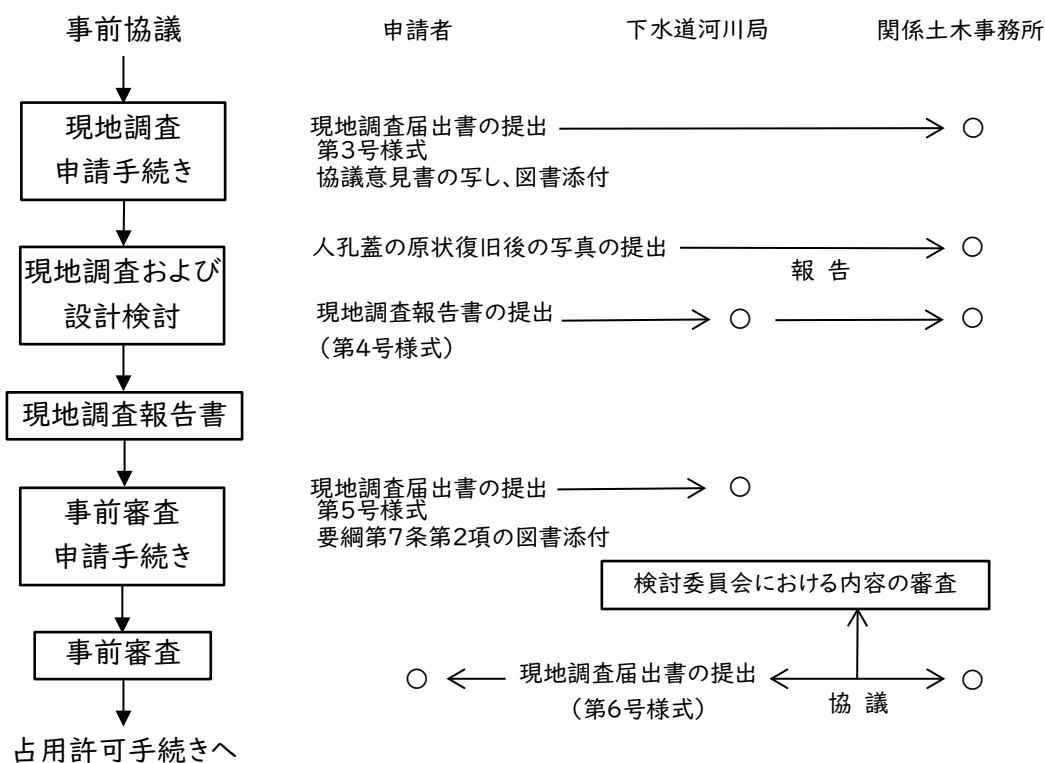


図2.4.1 現地調査・事前審査の流れ

【解説】

(1)について

申請者は、光ケーブルの占有を希望している下水道管きょについて、現地調査を実施し、下水道管きょ内部の状況を確認する。申請者は、下水道管理者に「現地調査届出書」（第3号様式）を2部提出する。

「現地調査届出書」には以下の図書を添付する。

- 1) 「協議意見書」の写し
- 2) 位置図（資料編その2 P1を参照）
- 3) 調査方法（資料編その2 P5を参照）

①下水道管きょ内潜行目視調査及び人孔内調査

この調査は下水道河川局管路保全課の仕様書に準じ、行うものとする。

従って、申請者は、下水道管理者が推薦する複数の専門業者から一つの業者を選択し、その業者の作成する調査方法を示す図書を添付する。

② 占用位置、地上条件の調査

- 4) 工程表
- 5) 現場組織体制
- 6) 緊急連絡体制
- 7) 道路使用許可書の写し
- 8) その他下水道管理者が必要と認めたもの

【要綱関連】

・第2章 占用の許可

(現地調査) 第6条第2項(現地調査届出書(第3号様式)) (資料編その1 P5を参照)

【現地調査の実際】

下水道管きよの状況調査は、下水道河川局管路保全課の仕様書に準じて実施されるが、この他、申請者は光ケーブルの布設、接続箱の設置、連絡管・アプローチ管の布設等の設計に必要な現場の情報を申請者の自費により調査する。

管きよの状況調査は潜行目視調査を原則とするが、管きよ内の立ち入りが不可能な場合にはTV調査によるものとする。なお、TV調査が不可能な場合には、人孔内からの目視による調査によって状況の確認を行うこととする。

なお、調査に伴う清掃作業で発生する汚物、土砂等の滞積物の処理については、申請者は、下水道管理者と口答協議を行なう。

(2) について

申請者は、現地調査終了後、すみやかに人孔蓋の現状復旧後の写真を土木事務所に提出する。また、下水道管理者には「現地調査報告書」(第4号様式)を2部提出する。

なお、申請者は、現地調査届出書に添付した調査対象区間の図面(資料編その2 P5)に対応した形で現地調査結果を報告する。

また、現地調査報告書には写真、またはTVカメラ調査動画を一式添付する。

【要綱関連】

・第2章 占用許可

(現地調査) 第6条第3項(現地調査報告書(第4号様式)) (資料編その1 P6参照)

(3) について

申請者は、現地調査の結果に基づき、下水道管理者に「事前審査申請書」(第5号様式)を「現地調査報告書」提出後、すみやかに2部提出する。

事前審査申請書には以下の図書を添付する。

- 1) 占用する下水道暗きよ等の地上部の案内図(資料編その2 P1を参照)
 - 2) 占用する下水道暗きよ等の下水道台帳平面図(資料編その2 P2を参照)
 - 3) 設置の形態に関する図面及び仕様書(資料編その2 P6~8を参照)
- 次に示す事柄を表現する。

・人孔からの取り出し方法、及び止水方法、人孔内ケーブル設置方法、人孔内における接続箱設置方法、インバート部の処理方法

4) 設置する電線等の形状、寸法、構造等に関する図面及び仕様書
(資料編その2 P10~11を参照)

【要綱関連】

・第2章占用の許可

(事前審査) 第7条第1項(事前審査申請書(第5号様式)) (資料編その1 P7を参照)
第8条第2項 施行規則第35条第2項(添付図書の名称の読み替え)

(4) について

下水道管理者は、「現地調査報告書」及び「事前審査申請野」の内容等について検討委員会において審査を行い、申請者に対して、「事前審査回答書」(第6号様式)を交付する。

【要綱関連】

・第2章占用の許可

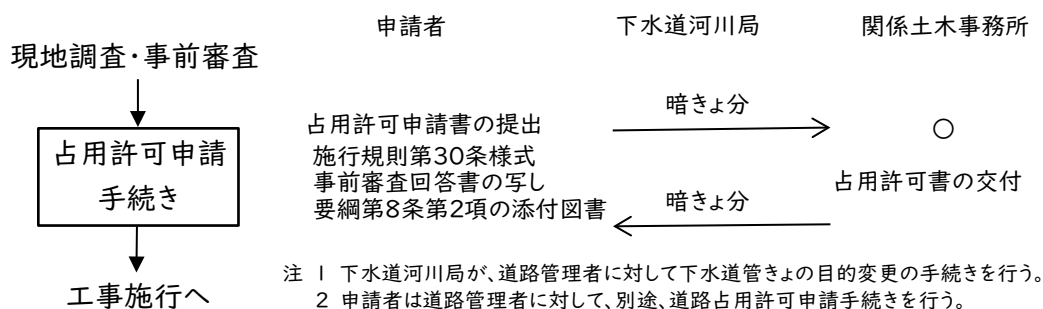
(事前審査) 第7条第2項(事前審査回答書(第6号様式)) (資料編その1 P8を参照)

2.5 占用許可

占用許可の手続きは、以下の項目により行う。

- (1) 「公共下水道占用許可申請書」の提出
- (2) 「公共下水道占用許可書」の交付

占用許可における業務の流れを、図2.5.1に示す。



【解説】

(1)について

申請者は、「事前審査回答書」に基づき施行規則第35条第1項に規定されている「公共下水道占用許可申請書」（第30号様式）を、関係土木事務所長宛てに正副2部を提出する。

「公共下水道占用許可申請書」には、施行規則第35条第2項で規定されている施行規則第30号様式の添付図書項目から5～7を除いたものを、表2.5.1に示す名称に読み替え、これを添付する。

添付図書については「事前審査申請書」の添付書類が基本となるため、「事前審査回答書」の内容を反映させたものとする。

また、施行規則第30号様式の項目名称「占用方法」は、第8条第3項に基づき「占用物件の設置方法」に読み替える。（資料編その2 P1～2、6～11、資料編その1 P14を参照）

表2.5.1 添付図書名称の読み替え

施行規則第35条第2項	要綱第8条第2項	概要
付近の見取り図	占用する下水道暗きよ等の地上部案内図	
平面図	占用する下水道管きよ等の下水道台帳平面図	検討図面一式
断面図	設置の形態に関する図面及び仕様書	設置形態毎の標準図、 検討詳細図、仕様書
物件の詳細図	設置する電線等の形状、寸法、構造等に関する図面及び仕様書	ケーブル、接続箱の標準図、仕様書

【要綱関連】

第2章 占用の許可

- (占用の許可) 第8条第1項、施行規則第35条第1項(公共下水道占用許可申請書(第30号様式))(資料編その1 P12を参照)
- 施行規則第35条第2項(添付図書)
- 第8条第2項(施行規則第35条第2項に規定される添付図書の読み替え)
- 第8条第3項(施行規則第35条第2項に規定されている項目名称の読み替え)

(2)について

「公共下水道占用許可申請書」に添付されている設計図書が第9条の各項(下水道暗きょ等の占用許可の基準)に示す要件を満足していることを下水道管理者は確認する。

但し、関係土木事務所長は、「事前審査申請図書」及び「事前審査回答書」の内容と「占用許可申請書」及び添付図書の内容を確認し、「公共下水道占用許可書」を交付する。

なお、申請内容に不具合がある場合には、関係土木事務所長は下水道管理者と協議し、申請者に対して、不具合の改善を指示し、再度、「公共下水道占用許可申請書」を受理後、「公共下水道占用許可書」を交付する。

【要綱関連】

- ・施行規則第2章第4節行為等の許可
 - (占用の許可) 第35条第3項(公共下水道占用許可書の交付)(資料編その1 P15を参照)
- ・第2章 占用の許可
 - (下水道暗きょ等の占用許可の基準)
 - 第9条第1項の各号
 - 第9条第2項
 - 第9条第3項
 - 第9条第4項
 - 第9条第5項

2.6 工事施行

工事施行の手続きは、以下の項目により行う。

- (1) 「工事着手届出書」の提出
- (2) 「工事完了届出書」の添付
- (3) 「工事完了検査済証」の交付

工事施行の流れを、図2.6.1に示す。

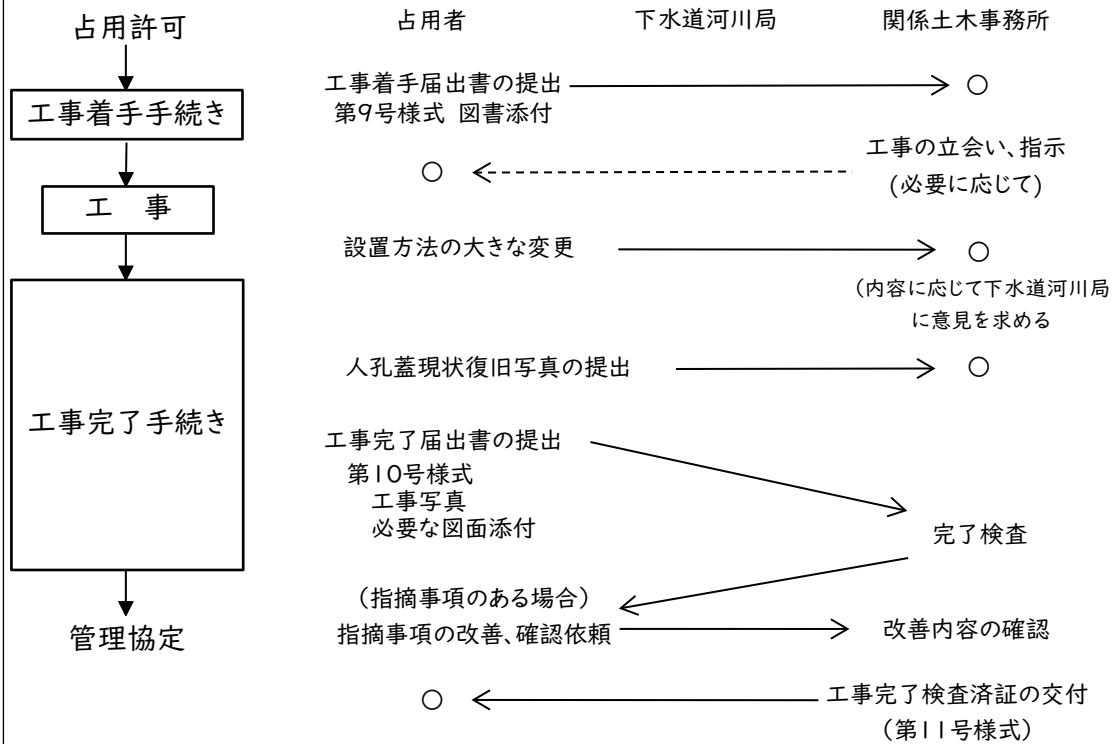


図2.6.1 工事施行の流れ

【解説】

(1)について

申請者は、許可に基づく工事に着手しようとするときは、あらかじめ関係土木事務所長に「工事着手届出書」(第9号様式)を2部提出する。

「工事着手届出書」には、以下の施工関係の図書を添付する。

- ①位置図(資料編その2 P1を参照)、②施工方法、③工程表、④現場組織体制
- ⑤緊急連絡体制、⑥道路使用許可書の写し、
- ⑦その他関係土木事務所長が必要と認めたもの

【要綱関連】

・第3章工事施行関係

(着手届) 第14条第1項(工事着手届出書(第9号様式))(資料編その1 P11を参照)

(2)について

占有者は、工事完了後、直ちに、人孔蓋の現状復旧後の写真を関係土木事務所長に提

出する。そしてその後すみやかに、関係土木事務所長に「工事完了届出書」を2部提出し完了検査を受ける。

なお、「工事完了届出書」には、工事写真(TVカメラ調査動画)及び、「公共下水道占用許可申請書」に添付した図書から変更となった部分の図書を添付する。

【要綱関連】

・第3章工事施行関係

(完了検査) 第16条第1項(工事完了届出書(第10号様式))

(資料編その1 P12を参照)

(3)について

関係土木事務所長は「工事完了届出書」の提出を受けて、土木事務所において完了検査を行い、不具合については指摘事項で改善を指示する。

指摘事項のある場合、占有者は指摘事項の改善後、土木事務所長に確認を求める。

土木事務所長は、適正と判断した場合、「工事完了検査済証」を交付する。

なお、設置工事に起因する暗きょ等の損傷等は、占有者の費用によりこれを復旧する。

【要綱関連】

・第3章工事施行関係

(完了検査) 第16条第2項(工事完了検査済証(第11号様式))

(資料編その1 P13を参照)

第16条第3項(指摘事項の改善)

第16条第4項(改善後の確認)

・第5章その他の費用

(その他の費用) 第18条第1項1号

【注記】

工事施工中にあつて、工事着手届出書に添付した図書に示す設置方法等に大きな変更が生じた場合、占有者はすみやかに関係土木事務所長に報告を行うこととする。

なお、関係土木事務所長は、変更の内容に応じて下水道管理者の意見を求めることとする。

2.7 管理協定

占有者は工事施行における「工事完了検査済証」の交付を受けた日から、期間を置くことなく下水道管理者と管理協定を締結する。

協定書により明確にされる主要な点は、(1)財産・管理区分、(2)維持管理方法、(3)費用負担、(4)緊急時の体制等、である。

【解説】

(1)について

① 占有者の財産：電線、接続箱及び人孔から電線を取り出すために設置する連絡管以後の管路が占有者に帰する財産である。

② 占有者の管理対象：電線、接続箱及び人孔から電線を取り出すために設置する連絡管以後の管路が占有者に帰する管理対象である。

上述のように、基本的には財産区分点と管理区分点は一致するが、何らかの理由により一致しない場合にはその旨を協定書の中に明記することとする。

なお、財産・管理区分の詳細については、別紙図面を管理協定書に添付することとする。

【要綱関連】

- ・第3章工事施工関係
(完了検査第16条第5項)

(2)について(2章9節を参照のこと)

占有者は、要綱11条の各項の規定に従い、電線等の設置状況が占有許可申請書に添付した図面と同じであることを現地にて確認するものである。

また、占有者が行なう点検作業は、下水道の排除等に支障を及ぼさない方法であるとともに、作業時間は必要最小限とする。

なお、点検後は、すみやかに人孔蓋の原状復旧後の写真を関係土木事務所長に提出することとする。

【要綱関連】

- ・第2章占用の許可
(占有期間内の管理及び申請手続き)第11条の各項

(3)について

(1)に規定する占有者の財産、管理対象物件についての維持管理に伴う費用は全て占有者の負担とする。また、電線等の破損に係わる復旧費用は、天災等原因者が特定できない場合については占有者負担とする。

なお、下水道工事等の近地工事により電線等が破損したと、合理的に判断される場合には原因者負担とするが、通信断に起因する占有者の顧客への被害補償については、下水道管理者は一切関与しないものとする。

(4)について

下水道管理者は、下水道暗きょ等の破損に起因する電線等の破損、もしくは電線単独で破損している状況を確認した場合には直ちに、占有者に連絡するとともに占有者の復旧作業に可能な限り協力することとする。

一方、電線等の破損に伴い占有者が、下水道暗きょ等に入孔する場合には、直ちに関係土木事務所長に連絡するとともに、すみやかに書面による報告を行なうこととする。

なお、書面の様式は要綱第4号様式を準用することとする。

【要綱関連】

・第2章 占用の許可

(現地調査)第6条第3項(現地調査報告書(第4号様式))の準用

(5)その他

①連絡体制

下水道管理者と占有者との平常時及び緊急時の連絡体制を明記し、管理協定書に添付することとする。

②有効期限

協定の期限は占用期間の最終日と同一となる。但し、占有者が占用期間を更新した場合には、管理協定の期限も自動的に更新されることとする。

③協定書に定めのない事項について

運用して行く中で生ずるであろう疑義については、下水道管理者、占有者の双方が、お互いに誠意を持って協議を行ない、これを解決することとする。

④協定締結の証

管理協定書を2通作成し、記名押印の上、下水道管理者、占有者が各々、その1通を保有することを以って管理協定締結の証拠とするものであり、特に第三者による立合い等の行為は行なわない。

2.8 占用料等

(1) 施行規則第36条の規定により、占用者は公共下水道占用料（以下占用料）を下水道河川局へ納入する。

- ① 占用料の徴収は、占用許可書を交付した日からとする。
- ② 占用料は横浜市下水道条例施行規則で定める。
- ③ 納入は毎年度とする。

(2) 占用料とは別に必要となる経費としては、次のものがある（要綱第18条）

- ① 占用者が、電線等の設置・点検において下水道暗きょ等を損傷させた場合の復旧費用
- ② 電線等の占用に伴う下水道暗きょ等の維持管理費増嵩費用
- ③ 光ケーブル等占用台帳の作成費用
- ④ その他市長が必要と認めた費用

注：道路占用料は別途道路局へ納入する。

占用手続きの流れを図 2.8.1 に示す。

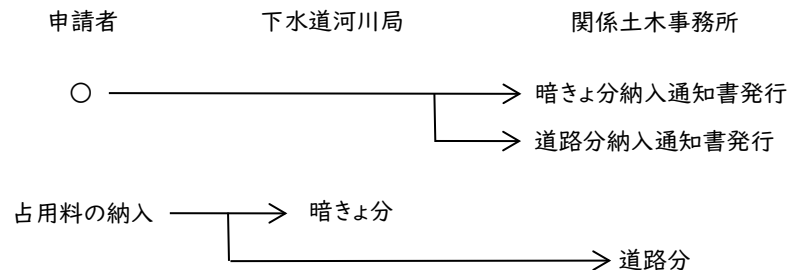


図 2.8.1 占用料手続きの流れ

【解説】

(1) について

下水道河川局に係わる占用料の納入は、施行規則第36条、要綱第17条の規定による。

- ① 占用料は、占用の期間に係る分を当該占用の許可をした日から1箇月以内一括して徴収する。ただし、占用の期間が当該占用の許可をした日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の占用料は、毎年度当該年度分を全額徴収する。
- ② 占用の期間が1年未満であるとき、またはその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお、1箇月未満の端数があるときは、1箇月として計算するものとする。
- ③ 占用料の額を算出する基礎となる占用の長さが0.01メートルに満たないとき、またはその長さに0.01メートル未満の端数があるときは0.01メートルとして計算するものとする。
- ④ 暗きょ等の占用の長さは、公共下水道台帳における人孔間の距離とする。

占用料の納入先は、占用許可を受けている機関先であり、公共下水道の占用については下水道河川局、市道及び市が管理している国道・県道の占用については、道路局となる。なお、前記以外の国道、河川等については、当該管理者と別途手続きが必要となる。

【要綱関連】

・第4章 占用料

（占用料）第17条第1項（施行規則第36条の適用）

(2)について

占用料とは別に必要となる経費の納入については、別途定める。

【要綱関連】

・第5章 その他の費用

（その他の脱用）第18条第1項

【注記】

(1) ③に示す占用の長さとは、2.3節で示した延長（下水道台帳に示す人孔間距離）を意味する。

2.9 管理

管理の手続きは、以下の項目により行う。

- (1) 「電線等点検届出書」の提出
- (2) 「電線等点検報告書」の提出
- (3) 緊急時の対応

点検・改善の流れを、図2.9.1に示す。

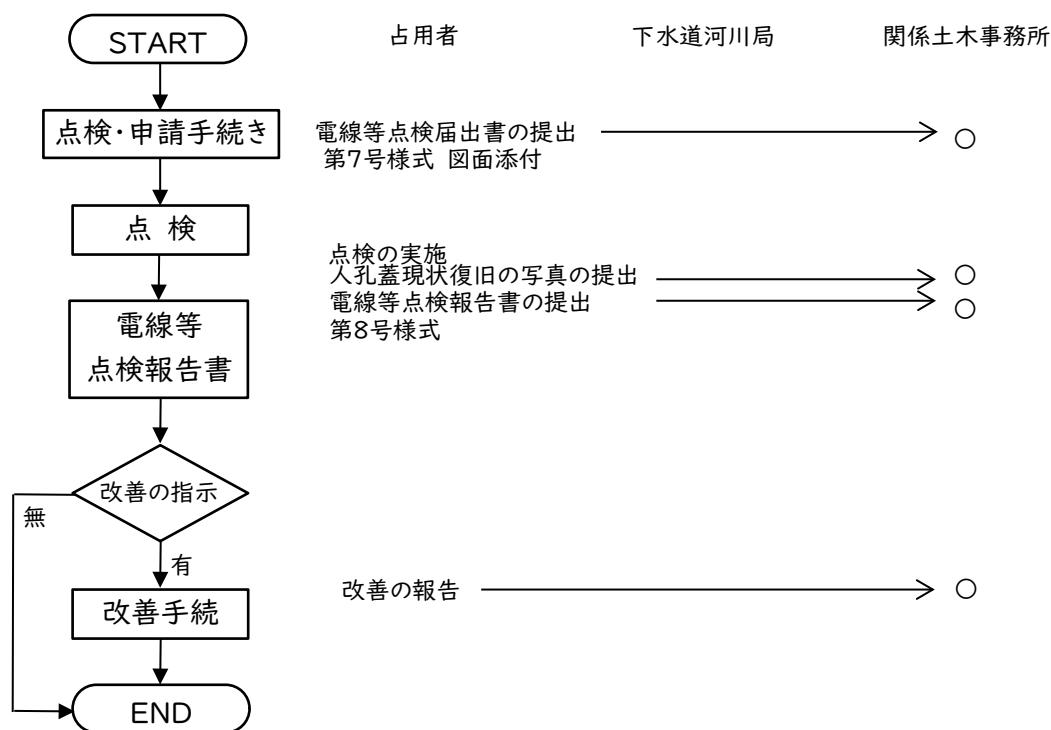


図2.9.1 占用許可の流れ

【解説】

(1)について

占有者は、電線等の設置状況を1年に1回以上点検する必要がある。(要綱第11条第1項)

占有者は電線等の設置状況を点検する場合には、関係土木事務所長に「電線等点検届出書」(第7号様式)を2部提出する。

「電線等点検届出書」には、点検に関連する図書を添付する。(要綱第11条第2項)

- ①位置図、②点検方法、③工程表、④現場組織体制、⑤緊急連絡体制
- ⑥道路使用許可書の写し、⑦その他関係土木事務所長が必要と認めたもの

【要綱関連】

・第2章 占用の許可

(占有期間内の管理及び申請手続き) 第11条第1項

第11条第2項

(電線等点検届出書(第7号様式))(資料編その1 P9を参照)

(2)について

占有者は、電線等の点検完了後、直ちに人孔蓋の現状復旧後の写真を土木事務所長に提出する。そしてその後、すみやかに関係土木事務所長に「電線等点検報告書」(第8号様式)を2部提出する。

電線等点検報告書により、改善の必要性が生じた場合は、占有者により改善を行ない、関係土木事務所長に報告する。

なお、改善の実施の手続きは、工事施行の手続きに準じる。

【要綱関連】

・第2章 占用の許可

(占有期間内の管理及び申請手続き) 第11条第3項(電線等点検報告書(第8号様式))(資料編その1 P10を参照)
第11条第4項

(3)について

緊急時の対応の流れを図2.9.2に示す。原則として、管きょ施設の復旧については、土木事務所が行ない、ケーブルの移設、仮設、復旧については占有者が自らの費用により行う。

緊急時の手続きは、工事施行の手続きに準ずることとするが、状況によっては関係土木事務所の指示により対応する。

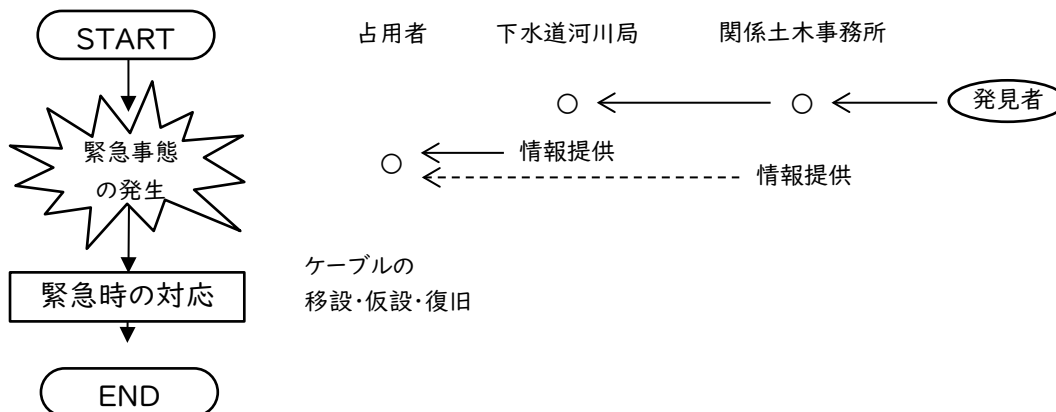


図2.9.2 緊急時の対応

【要綱関連】

・第3章 工事施行関係、各条項の準用

・第2章 占用の許可 (占有許可の取消) 第12条第2項

2.10 占用の更新

占有期間を更新する場合には、施行規則第35条に規定されている手続きを行う。
占有の更新の流れを、図 2.10.1 に示す。

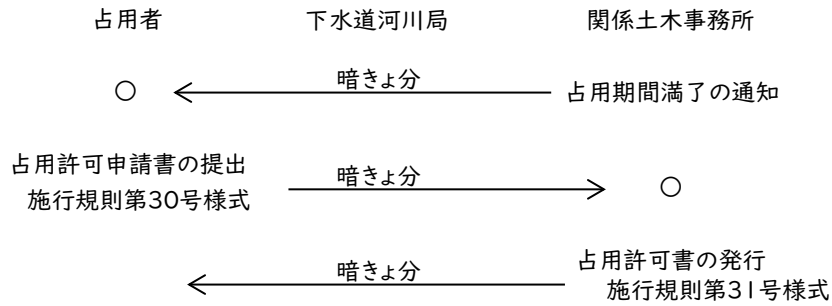


図 2.10.1 占有許可の流れ

注) 道路占用の更新手続きも別途行う。

【解説】

占有の期間は、5年を原則とする(3.2節参照)。

土木事務所長は、占有期間が満了する前に占有者に通知する。

また、占有者は、占有目的を廃止する場合は、現状の回復を行う。(2.11節)

【要綱関連】

・第2章 占有の許可

(占有許可の期間) 第10条第1項

第10条第2項(施行規則第35条の規定)

2.11 占有許可の取消等

要綱に基づき、ケーブルの撤去、移設・仮設・復旧が必要となるのは、次のような場合である。

- (1) 目的の廃止
- (2) 公益上の事由による占有許可の取消し
- (3) 占有者としての責に帰すべき事由による占有許可の取消し
- (4) 第3者の過失による破損

【解説】

ケーブルの撤去、移設・仮設・復旧に必要となる手続きは、2.6節工事施行の手続きを準用する。新たに別ルートにケーブルを設置する場合は、事前調査から検討をやり直す必要がある。

ケーブルを撤去する場合は、占有者の費用負担においてすみやかに電線等を除去し、原状回復することを原則とする。

(1)について

電線等を設置する目的を廃止した場合である。

【要綱関連】

・第2章 占有の許可

(現状の回復) 第13条第1項

第13条第2項

第13条第3項(第14条、第15条、第16条の各条項の準用適用)

(2)について

下水道管理者が、占有期間内に、公益上やむを得ず電線等について撤去の必要性を判断した場合であり、占有者に対して2年以上前に占有許可取消の旨を書面により通知する。



図2.11.1 占有許可取消の流れ

【要綱関連】

・第2章 占有の許可

(占有許可の取消) 第12条第1項

(3)について

下水道管理者は、占有者が「公共下水道占有許可書」に添付されている下水道暗きよ等占有許可条件を遵守していない場合には占有を取り消すことができる。

また、下水道管理者は、占有者が占有期間中に第14条の規定により電線等の設置を行わない場合には占有許可を取り消すことができる。

なお、社会通念に著しく反するような行為、たとえば占有料の未払いなども占有許可の取り消しとなる可能性があり、いずれの場合にも、取り消しを受けた占有者には将来に渡り申請の権利の発生はない。

【要網関連】

・第2章 占有の許可

(占有許可の取消) 第12条第3項

第12条第4項

(4)について

第3者の過失により電線等が破損した場合である。緊急的な対応が必要とされる場合は、2.9節による。この場合の費用は、原則として、ケーブルを破損させた者が特定されている場合には、原因者が負担する。

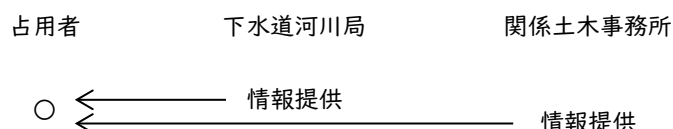


図2.12.1 緊急時の情報の流れ

【要網関連】

第2章 占有の許可

(占有許可の取消) 第12条第2項

2.12 その他

その他の事務手続きとして、次のようなものがある。

- (1) 下水道暗きょ等占用台帳の作成
- (2) 情報提供
- (3) 情報公開

【解説】

(1)について

下水道管理者は、占用許可または占用の取消しをした下水道暗きょ等について、下水道暗きょ等占用台帳により、これを記録する。

【要綱関連】

・第6章 雑則

(下水道暗きょ等占用台帳) 第19条第1項

(2)について

下水道管理者は、電線等の占用区間において、下水道工事もしくは他の工事により電線等への影響が想定される場合に、事前に占有者に情報提供する。

【要綱関連】

・第6章 雑則

(情報提供) 第20条第1項

(3)について、

下水道管理者は、次の事項をインターネット上のホームページを利用して公表する。

- ①「横浜市下水道暗きょ等の利用に関する要綱」の全文及び様式。
- ②「下水道管きょ内空間利用の手引き(横浜市下水道河川局)」の全文。
- ③下水道暗きょ等の占用を予定している者が申請を行うための窓口及び連絡先。
- ④下水道暗きょ等のうち使用が困難な箇所。
- ⑤ 第4条(事前協議)の規定により申請のあった地区。
- ⑥ 第4条(事前協議)から第7条(占用の許可)までの標準的処理期間。

【要綱関連】

・第6章 雑則

(情報提供) 第21条第1項

第3章 下水道管きよを利用できる条件

3.1 占用許可の技術的基準

下水道暗きょ等の占用許可の基準は次のとおりである
(要綱第9条第1項、第5項)。

- (1) 電線等を設置する個所が下水の排除及び下水道暗きょ等の管理上支障のない個所であること。
- (2) 電線等の設置個所は、原則として管頂部であること。ただし、市長が認めたものは管底部への引き流し等により設置することができる。
- (3) 電線等の断面積は、当該電線等を設置する下水道暗きょの断面積の百分の1の範囲内であること。
- (4) 電線等は電圧のかからないものであること。
- (5) 電線等は、その構造が堅牢で、かつ、表面が平滑であって、耐久性、耐蝕性及び耐水性のものであること。
- (6) 電線等の設置に係る工事及び維持管理の方法は、下水道暗きょ等の構造及び機能に著しい影響をおよぼさないこと。
- (7) 下水道管理用等公共目的の電線等と競合した場合は、それと一体的に設置が出来ること。

【解説】

占用許可の基準として、建設省、厚生省の通達による標準下水道条例がある。標準下水道条例においては、下水道の排除等に支障を及ぼさない必要最小限の基準が示されている。これらの基準等をもとに、本市では要綱第9条において、占用許可の基準を設定している。

(1)について

下水道暗きょの維持管理として、次のものがある。

- ①清掃、②修繕、③改良・更新工事

①の清掃については、暗きょの大きさが800mm以上の大口径の場合、清掃は人力清掃であり光ケーブル設置による問題は少ない。

管きょが損傷、老朽化し、修繕、改良・更新工事が必要とされる場合、修繕、改良・更新工事の計画があるものについては、工事が完了するまでの間、光ケーブルの設置は認められない。

管きょの修繕、改良・更新工事は、下水道河川局が行うものであるが、その必要性、実施時期については、事前協議の段階あるいは現地調査報告書をもとに、下水道管理者と申請者において協議する。申請者は、利用希望ルートにおいて、管きょの修繕、改良・更新が必要とされ、補修時期の調整がつかない場合、別ルートを選定する必要がある。

(2) について

光ケーブルの設置方法としては

- ①引き流し工法
- ②ロボット工法
- ③サドル工法
- ④さや管工法

等がある。

電線等の設置位置は、下水の排除及び暗きよの管理上支障のない個所として、原則、管頂部付近とする。

また、管種、管径から推定される管厚を考慮した工法を選定する。

引き流し工法においては、管底部に光ケーブルを設置することとなるが、市の下水道管理用光ケーブルとして内径1,200 mm以上の管きよにおいては引き流し工法による実績があり、維持管理上の問題も特に生じていないことから、下水道管理者が認める場合は、引き流し工法も可能とした。

(3) について

下水の排除等に支障のないものとして、管きよ断面積の概ね、1/100以内と定める。

なお管きよの流下能力が不足しているような管きよについては下水の排除に支障があることにより占用は認められない。

(4) について

下水道管きよ内に設置するものであるため、電圧のかからないものとする。

(7) について

申請者が設置を予定している電線等と下水道管理用等公共目的の電線が同一区間で下水道暗きよ等と競合し、かつ、電線等を複数設置することが困難な場合には、当該公共目的の電線等と一体的に設置することができることを求めるものであり、官民を問わず、広く電線等の設置機会を広げることを目的とするものである。

3.2 占用許可の法的要件

下水道暗きょ等の占用許可の法的要件は以下に示すとおりである。

- (1) 申請者が占有者としての責に帰すべき理由により、下水道暗きょ等の占用許可の取り消しを受けたことがないこと。
- (2) 申請者による占有要件に関する重大な不履行が発生しないと判断されること。
- (3) 電線等の設置が関係法令の条件を満たしており、当該下水道暗きょ等の占有が、道路法その他の公物管理に関する法令の規定の適用を受けるものにあつては、道路占用許可その他の公物の占有等の許可（変更等の許可も含む）の取得が可能であること。

【解説】

(1)について

占有者としての責に帰すべき理由による占有の取り消しとは以下の様な場合である。

- ① 占有者が公共下水道占用許可書に添付されている下水道暗きょ等占有許可条件を遵守しなかった。(第12条第3項)
- ② 占有者が占有期間中に第14条の規定により電線等の設置を行わなかった。(第12条第4項)
- ③ 占有者が占有料を支払わなかった。
- ④ 占有者が申請時に虚偽の申請をした。
- ⑤ 占有者が占有権を他の者に譲渡、又は転貸した。

(2)について

事業者として、財産的基礎または金銭的信用があり、占有行為を行うに当たっては十分な技術力があることを基本要件として求めるものである。

(3)について

電線等を暗きょ等に設置する場合には、以下に示す関連下水道関連法令の各関連条文の条件を満たしていることが必要不可欠である。

- ・下水道法
- ・下水道法施行令
- ・横浜市下水道条例
- ・横浜市下水道条例施行規則

関連条文は1.4節を参照

また、連絡管、アプローチ管にあつては、道路、公園等の関連する法令の関連条文にすべて適合していることが必要である。

3.3 占用許可の期間等

- (1) 占用許可の期間は、5年以内とする。
- (2) 占用期間を更新する場合には、施行規則第35条に規定されている手続きをとるものとする。
- (3) 占用の取消しの事前通知
下水道管理者は、占用期間内に、公益上やむを得ない事由により電線等について撤去の必要が生じた場合には、占用者に対して撤去の2年以上前に署面をもって通知する。

【解説】

(1)について

標準下水道条例においては、電気通信事業法の規定に基づいて設ける電線等に当たっては10年以内、その他のものにあつては5年以内とされ、道路管理者と十分な調整を図ることとされている。

本市にでは、要綱第10条において、占用許可の期間は5年と規定している。

(2)について

占用の更新手続きについては、2.10節を参照。

(3)について

占用許可の取消しについては、2.11節を参照。

3.4 事前協議が競合した場合の取扱い

- (1) 事前協議の申請があった地区の情報公開から一週間以内に、同一地区に別の事前協議の申請があった場合を競合とみなす。
- (2) 下水道管理者は、協議意見書により複数設置の可否について、それぞれの申請者に回答する。
- (3) 複数設置が認められない場合には、下水道管理者は協議意見書により一体的設置の可否について、それぞれの申請者に協議することを要請する。
- (4) 申請者間協議を要請されたそれぞれの申請者は、一体的設置の可否について協議を行い、協議意見書の交付を受けた日から1か月以内に、事業者間協議回答書を下水道管理者に提出する。
- (5) 単独設置または、複数での一体的設置どちらかに決まったならば、現地調査手続きに進む。
- (6) 事業者間協議不調の事業者間協議回答書の提出を受けた日から、下水道管理者は1か月以内に、それぞれの申請者の立会いの下で抽選により申請者を選定する。
なお、選定された申請者は、現地調査手続きに進む。

【解説】

可能な限り多くの事業者が電線等を設置できるように、機会の公平性を確保するとともに、限りある下水道暗きょ空間を最大限に活用することを目的とするものである。

(1)について

下水道管理者は、正規の手続きによる事前協議の申請があった地区を、情報公開の規定により、本市のホームページに掲載するものであり、情報公開の時点から一週間以内に、別の事業者から、正規の手続きによる事前協議の申請が、先願者と同一地区にあった場合を「競合」と見なすものである。

【要綱関連】

・第2章 占用の許可

(事前協議が競合した場合の取扱い) 第5条第1項

(事前協議) 第4条第1項, 第2項

(情報公開) 第21条

(2)について

下水道管理者は、事前協議が競合した場合、それぞれの申請者に対して「協議意見書」により、申請の出ている下水道暗きょ等への複数の電線等の設置が可能か否かを回答する。

複数の設置が認められた場合、それぞれの申請者は第2章第6条の規定に従い、すみやかに現地調査の手続きに進む。

【要綱関連】

・第2章占用の許可

(事前協議が競合した場合の取扱い) 第5条第1項

(事前協議) 第4条第3項(協議意見書(第2号様式))(資料編その1 P2を参照)

(3)について

下水道管理者が、何らかの理由により電線等の複数設置はできないと判断した場合には、それぞれの申請者に「協議意見書」により、一体的設置の可否について、申請者間で協議を行うことを要請するものである。

【要綱関連】

・第2章占用の許可

(事前協議が競合した場合の取扱い) 第5条第2項

(事前協議) 第4条第3項(協議意見書(第2号様式))(資料編その1 P2を参照)

(4)について

下水道管理者から、一体的設置の可否について申請者間協議を要請されたそれぞれの申請者は「協議意見書」の交付の日から1か月以内に、申請者間で協議した結果を「事業者間協議回答書」として、下水道管理者に提出する。

なお、申請者間協議の結果が不調の場合のみならず、調った場合にもこの手続きは、それぞれの申請者が行うこととする。

【要綱関連】

・第2章占用の許可

(事前協議が競合した場合の取扱い)

第5条第3項(事業者間協議回答書(第2-2号様式))(資料編その1 P3、4を参照)

(5)について

申請者間協議が調ったならば、申請者は、第2章第6条に規定される現地調査手続きをすみやかに行う。

【要綱関連】

・第2章占用の許可

(事前協議が競合した場合の取扱い) 第5条第4項

(事前協議) 第4条第3項(協議意見書(第2号様式))(資料編その1 P2を参照)

(6)について

(4)に示す事業者間協議によって、一体的設置が不調に終わった場合、「事業者間協議回答書」の提出を受けた日から1か月以内に、下水道管理者は、関係申請者立会の下で抽選により存続申請者を選定する。選定後、直ちに、下水道管理者は申請者に「協議意見書」を再交付し、それを受けた申請者は第2章第6条に規定される現地調査手続きをすみやかに行う。

【要綱関連】

・第2章 占用の許可

（事前協議が競合した場合の取扱い） 第5条第5項

【注記】

電線等を一体的に設置する場合には、「現地調査届出書」以降のすべての手続きはそれに関わるすべての申請者（占有者）の連名により行なうこととする。

3.5 チェックリスト

占用許可における審査図書は、「現地調査報告書」と、「事前審査申請書」に添付する要綱第8条第2項の添付図書である。審査内容については、チェックリストを参考にする。

【解説】

検討委員会における占用許可における審査図書は、次のとおりである。

1) 現地調査報告書

(1-1)位置図

(1-2)管きょ状況

(1-3)現場写真・TVカメラ調査動画等

2) 要綱第8条2項の添付図書

(2-1)付近の見取り図: 占用する下水道暗きょ等の地上部の案内図

(2-2)平面図: 占用する下水道暗きょ等の下水道台帳平面図

(2-3)断面図: 設置の形態に関する図面及び仕様書

(2-4)物件の詳細図: 設置する電線等の形状、寸法、構造等に関する図面及び仕様書

これらの図書と、占用許可の審査内容のチェックリストを表3.5.1に示す。

① 設置ルート

事前協議回答書の内容に基づく設置ルートであることを確認する。

② 管きょの条件

占用許可の基準(要綱第9条)に適合しているか確認する。

管きょの調査は、市の目視・TV調査仕様による。

管きょの状況を現場写真等により確認し、補修、更新の必要がなく、かつ5年以上継続的に占用させることができることを確認する。また、サドル等により管頂部にケーブルを固定する場合は、管の腐蝕の程度についても確認する。

管きょ内状況確認は、潜行目視調査によることを原則とするが、状況により、管きょ内への人の立ち入りが不可能な場合には、TV調査により潜行目視調査の代替とする。

なお、TV調査が不可能な場合には人孔部からの目視調査によることとする。

④ ケーブル仕様

ケーブルの仕様が占用許可の基準(要綱第9条)に適合しているか確認する。

ケーブル断面積の合計は、管きょ断面積の1%以下であること。例えば、円形管でケーブルが1本の場合、ケーブル径が管口径の1/10以下という条件になる。

ケーブルの仕様は、ファイバーの心数、ケーブルの設置方法により異なったものとなる。

サドル工法においては、網代鉄線もしくはSUSテープ外装となる。

引き流し工法においては、一重鉄線または二重鉄線外装となる。

各々のケースにおいて必要とされる強度及び重さを満足していることを確認する。

⑤ 設置工法

管きよの条件、状況よりみて妥当な設置工法か否かを確認する。工法選定の条件としては、管径、流量（水深、流速）、管きよの状況等があげられる。

また、下水道管きよ内の作業であることを勘案して、ケーブル設置作業の安全性が確保されることも条件となる。

⑥ 接続箱

ケーブル設置の設計においては、接続箱の設置位置、方法、人孔内等におけるケーブルの処理、連絡管、アプローチ部の設計が、特に問題となる。

接続箱については、管きよの維持管理に支障を与えない位置に設置されているか確認する。また、将来的な分岐や復旧作業等に備えて余長が十分確保されているか確認する。

⑦ 人孔内のケーブルの処置

人孔内の段差、曲がり、接続箱、連絡管、アプローチ部への立上がり部におけるケーブルの処置方法について確認する。

人孔内のケーブルが維持管理の支障とならないか、インバート等におけるハツリ、サドルによる固定方法は妥当か、ゴミ等の付着の可能性等について総合的に判断する。

⑧ 連絡管、アプローチ部

連絡管、アプローチ部へのケーブルの引き込み状況、管内からの立ち上り部の処置について確認する。

⑨ 維持管理

ケーブル、接続箱等が維持管理に支障とならないか、ゴミ等による付着の問題は生じないか確認する。

⑩ 工事時期、期間

降雨等による工事時期、期間に対する制限はないか確認する。

表3.5.1 チェックリスト

項目	審査内容	資料編その2 図番
① 占用ルート、 占用期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請されたルートは、占用期間において占用可能か ・ 補修更新事業の有無 ・ 他のケーブルの占用状況 	4-1、2 5-2、3、4
② 管きよの条件	<ul style="list-style-type: none"> ● 占用許可の基準（要綱第9条）に適合しているか 	5-2、3
③ 管きよの状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 管きよの状況は良好か ・ 管きよの損傷の有無 ・ ケーブルの設置において支障となる状況に無いか 	4-2、3
④ ケーブルの仕様	<ul style="list-style-type: none"> ● ケーブルの断面積の合計は、管きよ断面積の1%以下か ● ケーブルの仕様は設置方法と整合しているか 	5-3、4
⑤ 設置工法	<ul style="list-style-type: none"> ● 管きよの条件、状況によりみて妥当な設置工法か（管径、推進等の条件との整合） ● ケーブル設置作業の安全性は確保されるか 	4-2 5-2、3、4
⑥ 接続箱	<ul style="list-style-type: none"> ● 接続箱の設置位置は適切か ● 余長が確保されているか ● 維持管理に支障を与えないか 	4-2 5-2、3、4
⑦ 人孔内の ケーブルの処置	<ul style="list-style-type: none"> ● 人孔内のケーブルの処置は適切か ● インバート等におけるハツリ、サドルによる固定方法等は適切か 	4-2 5-2、3
⑧ 連結管、 アプローチ部	<ul style="list-style-type: none"> ● 連結管、アプローチ部への接続は適切か ● 取り出し部の止水方法は適切か 	5-2、3
⑨ 維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 維持管理に支障とならないか ● ゴミ等の付着による問題は生じないか 	4-2 5-2、3
⑩ 工事時期、期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 工事時期、期間に対する制約は無い（雨） 	5-2、3